

固定資産税（償却資産）申告の手引き

～太陽光発電設備の申告について～

丹波篠山市役所 課税課

- ◆ 償却資産に該当する太陽光発電設備を所有されている方は、毎年1月1日現在の設備に関する必要事項を設備所在地の市（町村）長に申告する必要があります。
- ◆ 償却資産の申告は収入についての申告（確定申告・市県民税申告等）ではありません。売電事業による損益は固定資産税において考慮されません。土地や家屋と同様に、償却資産に該当する設備を所有している方に対して固定資産税が課税されます。
- ◆ この手引きをご覧ください、ご自身の所有している設備が償却資産に該当するか確認してください。該当される方は申告書等の必要書類を作成してご提出ください。

ご提出先（お問合せ先）

〒669-2397

兵庫県丹波篠山市北新町4 1 番地

丹波篠山市役所 行政経営部 課税課 固定資産税係

（本庁1階、7番窓口）

TEL079-552-1111（代表）内線575・576・593

- ◆ 現在本市では固定資産税の適正な課税のために償却資産にかかる調査を順次行っており、申告が必要ない方に対しても回答をお願いする場合があります。
また、後日申告内容について確認を行うため、ご申告いただいた方に内容についての回答、関係書類の提出をお願いする場合があります。
お手数をおかけして申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ◆ 売電収入による所得がある場合、所得税や市県民税の申告が必要となる場合があります。申告が必要かわからない場合は、管轄の税務署またはお住まいの市町村にお問い合わせください（丹波篠山市にお住まいの方は柏原税務署【TEL0795-72-1130】または丹波篠山市役所課税課市民税係【TEL079-552-5306】）

① 償却資産に該当する太陽光発電設備

1 償却資産とは

固定資産税の申告及び課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械、車両、運搬具、工具、備品等）です。

2 事業の用に供することができる太陽光発電設備とは

- 「事業」とは、一般に一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利または収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。
- 太陽光発電設備に係る電力の買取方式には「余剰買取制」と「全量買取制」があります。
発電した電気から消費電力を差し引いて残った電気があれば売電する方式が「余剰買取制」です。対して、発電した電気すべてを売電する方式は「全量買取制」です。ただし「全量買取制」は発電出力が10kW以上の場合のみ選択することができます。
- 「全量買取制」による売電は、継続、反復して行う「事業」です。よって「全量買取制」を選択できる発電出力が10kW以上の設備は事業の用に供することができる資産であり、償却資産に該当します。
- 「余剰買取制」しか選択できない発電出力が10kW未満の設備でも、店舗、工場、事業用倉庫、アパート、事務所等の事業の用に供する電気を発電する設備は償却資産に該当します。
- 所有者及び発電出力別目安表

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）	10kW未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人 （住宅用）	○ 償却資産に該当します 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり申告の対象となります。	× 償却資産に該当しません 売電するための事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります。
個人 （個人事業主）	○ 償却資産に該当します 個人で工場・商店・駐車場・アパート経営などを営む人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電に関わらず申告の対象となります。	
法人	○ 償却資産に該当します 事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず申告の対象となります。	

3 屋根建材型太陽光発電設備とは

- 屋根建材型太陽光発電設備とは、屋根にパネルが組み込まれており、屋根そのものがパネルになっている設備をいいます。屋根の上に設置された設備はこれに該当しませんのでご注意ください。また、どちらに該当するか不明な方は、販売・設置業者にご確認ください。
- 償却資産とは土地と家屋以外の資産であり、家屋の屋根に組み込まれている太陽光パネルは家屋として評価して課税されるため、家屋の屋根建材型設備は償却資産に該当しません。
- 家屋以外の建築物（三方が壁に囲まれていないカーポートや土地に定着していない倉庫等）の屋根の建材型設備は償却資産に該当します。

注意 家屋の屋根建材設備であることが後から判明した場合、家屋の評価を見直す場合があります。太陽光パネルは比較的高価な建築部材のため、見直した場合は一般的に評価額（税額）が上昇します。予めご了承ください。

② 償却資産の申告が必要な方

1 償却資産の申告者について

- (1) 償却資産に該当する太陽光発電設備を所有されている方は、1月1日現在の設備に関する必要事項を毎年1月31日までに設備所在地の市（町村）長に申告する必要があります。
- (2) リース資産はリース会社が申告している場合があります。契約内容によって申告者（納税義務者）が異なりますので、ご不明な方は契約書をご確認いただくかリース会社にご確認ください。

③ 償却資産の申告について（償却資産申告書・種類別明細書の作成について）

1 「償却資産申告書」の作成について

- (1) 所有者の「住所」、「氏名」、「電話番号」、「個人番号（または法人番号）」をご記入ください。
- (2) 所有者の印鑑を押印してください（認印可）。
- (3) その他につきましては記入例を参考にご記入ください。

2 「種類別明細書」の作成について

- (1) 「資産の種類」、「資産の名称等」について
 - ア 太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、電力量計等の設備をまとめて「太陽光発電設備 一式」とご記入ください。資産の種類は「2」（機械及び装置）とご記入ください。
 - イ フェンス等構築物を設置されている場合は「太陽光発電設備 一式」とは区別して「フェンス」等をご記入ください。資産の種類は「1」（構築物）とご記入ください。
- (2) 「取得年月」について
事業の用に供することができる資産として取得（設置）した時期をいいます。太陽光発電設備の取得年月日は売電にかかる接続工事完了の時期をご記入ください。
- (3) 「取得価格」について
 - ア 太陽光発電設備を取得（設置）するために支出した金額（設備本体費用、工事費用、消費税等）または通常支出すべき金額を記入してください。税抜き経理であれば消費税は含みません。
 - イ 土地の造成費用は基本的には償却資産に該当しませんが、アスファルト舗装等の表面の工事費用は償却資産に該当します。
 - ウ 家屋の屋根改修工事費用等は、償却資産に該当しません。

注意 申告書に領収書等の添付は不要ですが、申告内容の確認のために関係書類の提出をお願いする場合があります。関係書類は7年間必ず保存してください。
- (4) 「耐用年数」について
太陽光発電設備は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により「17年」となります。フェンスは鋼製の場合「10年」となります。
- (5) 「増加事由」について
新規で取得された場合は「1」（新品取得）を○で囲んでください。

3 国税申告が済んでいる方へ

既に所得税や法人税の申告において減価償却額（費）の算定上取得額を算定されている場合は、それらの額と一致させてください。取得年月、耐用年数等も同様に一致させてください。

ただし、補助金等の額を控除している場合は控除前の金額を申告してください。固定資産税では圧縮記帳制度は認められていません。

4 太陽光発電設備に関する課税標準額の特例について

以下の特例対象資産について申告される方は必要書類を添付してください。

特例対象資産	対象取得年月日	特例適用期間 (特例割合)	必要添付書類 (すべて写しで可)
自家消費型太陽光発電設備 (再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、一つの需要先の年間消費電力の範囲内である設備)	平成30年4月1日 ~令和6年3月31日	3年度分 (1,000kW未満のもの: 2/3、 1,000kW以上のもの: 3/4)	① 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」

④ 固定資産税の課税と納付について

1 固定資産税の課税について

(1) 償却資産は取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。所有する全ての償却資産（太陽光発電設備以外の償却資産を含む）の課税標準額の合計が150万円未満の場合は免税点未満となり、償却資産は課税されません。

(2) ご提出いただいた申告書に基づき固定資産税の税額を計算します。後日、文書にて決定（または修正）した税額と納付方法についてご案内いたしますので、納期限内での納付をお願いいたします。

注意 課税年度は申告された年度からではなく、取得された年の翌年度以降となります（1月1日取得はその年度も課税）。期限後に申告された方で納期限が過ぎた年度については、一括での納付をご案内いたします。予めご了承ください。ただし、地方税法の規定に基づき最大5年度分を限度とします。

<計算例> ※実際の税額とは異なりますので、あくまで参考としてください。

取得年月（令和5年2月）、取得価格（10,000,000円）、耐用年数（17年）の太陽光発電設備の申告をした場合（減価残存率1年目0.936（半年償却）、2年目0.873）

令和6年度分 評価額 $10,000,000 \times 0.936$ （1年目）= 9,360,000円（課税標準額）

税額 $9,360,000 \times 1.4\%$ （税率）= 131,040円

令和7年度分 評価額 $9,360,000 \times 0.873$ （2年目）= 8,171,280円（課税標準額）

税額 $8,171,280 \times 1.4\%$ （税率）= 114,397円

2 固定資産税の納付について

納期限内に納付が困難な方は、分割での納付等のご相談を受け付けておりますので収税課までご連絡ください。すようお願いいたします。（丹波篠山市役所収税課【TEL079-552-6927】）